資料２

令和３年度第２１回庁議提案　　審議・報告・その他
提　出　日：令和４年２月８日
担当部・課：産業部水産基盤整備推進室〔内線３５１７〕

① 件　　名

海岸保全施設の操作に係る基準を定めることについて

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】
　地震による津波や台風の接近等により発生する高潮等の災害から背後地を守るため、堤防の開口部となる水門・陸閘等の海岸保全施設は、安全かつ迅速な閉鎖が求められるが、閉鎖作業に従事する作業員の安全確保が不可欠である。

【目的】
　水門・陸閘の適切な操作、操作に従事する者の安全の確保、操作訓練及び設備の点検に関し必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】
　海岸法（昭和３１年法律第１０１号）第１４条の２

【〔総合計画との整合性　総合計画の位置付け：有・無〕　又は　〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成２７年８月～　海岸保全施設災害復旧工事説明会にて該当地区に整備計画を順次説明
令和元年１２月～　海岸保全施設整備（令和４年２月完了予定）
　遠 隔 操 作 局：市役所３階３４作業室内
　遠隔操作陸閘：１２漁港・２７箇所
　遠隔操作水門：３漁港・３箇所
　手動操作陸閘：４漁港・１１箇所【長面漁港海岸（尾崎地区）、船越漁港海岸、水浜分浜漁港海岸、小淵漁港海岸】
　手動操作水門：１漁港・３箇所【水浜分浜漁港海岸】
令和３年８月～　整備が完了した地区において遠隔操作に関する説明会を開催

⑤ 主な内容

１　手動操作水門を現地で操作する者の安全を確保するための判断基準について

発表種別	退避判断基準	操作	退避場所
津波注意報・警報	津波到達３０分前まで	完了又は中断	当該施設所在地付近の指定避難所及び指定緊急避難場所
大津波警報	即時	操作しない	
高潮警報等	当該浸水想定区域に高潮警報による避難指示が発令されたとき	完了又は中断	

２　常時閉鎖施設について
　手動操作陸閘は常時閉鎖施設とし、車両等の通行する場合を除き閉鎖状態を保つものとする。

３　遠隔操作陸閘・水門の操作基準について
・遠隔操作システムにより操作が可能
・大津波警報、津波警報、津波注意報、高潮警報のいずれかが発表もしくは解除されたとき。
・海岸管理者において操作が必要と判断したとき。

４　操作訓練について
　操作の机上又は実地における訓練を年１回以上実施する。

５　施設の機械・器具等の点検維持について
　操作施設の機械、器具等の点検を年１回以上行い、遠隔で行う操作施設については監視機器による日常点検及び月１回以上の動作確認を行う。

⑥　実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】
　水門・陸閘を安全かつ迅速・確実に閉鎖することにより、災害の防止及び減災に繋がる。

⑦　他の自治体の政策との比較検討

制定済：宮城県
未制定：女川町、南三陸町、利府町

⑧　今後の予定及び施行予定年月日

令和４年２月　長面、明神、小島地区において操作説明会を開催
　　３月　石巻市海岸保全施設操作規則制定（施行予定年月日：令和４年４月１日）

⑨　その他

■手動操作による陸閘・水門の運用については、安全確保の観点から各地区において年１回程度定期的な説明を行い、運用方法の徹底を図るものとする。

【陸閘・水門遠隔操作システムの概要】
●注意報・警報等の発表を受けＪアラート又はMIDORI（宮城県総合防災情報システム）から伝達されるいずれかの信号を受信し、陸閘・水門が自動的に閉鎖する。
●監視カメラにより、モニターで各施設の作動状況を確認することができ、作動時にはパトライト及び警告音にて扉の閉開について周知する。また、停電に対応した自家発電装置が備わり、陸閘には挟み込み防止装置も備わる。
●動作時間については、陸閘は警報等発令後４分後より作動し、５分間で全ての陸閘が閉鎖完了となる。水門は、警報等発表後即作動し、最長１０分で全ての水門が閉鎖する。
●各警報等解除後の開扉については、自動ではなく市役所からの操作にて行う。